

事務連絡  
令和2年6月30日

各府省等行政手続法担当課長 殿

総務省行政管理局管理官  
(行政通則法担当)

行政手続法における不利益処分の聴聞通知の名宛人等の氏名の旧姓使用について(周知)

行政手続法(平成5年法律第88号)については、「行政手続法の施行に当たって」(平成6年9月13日付け總管第211号)等に基づき運用いただいているところです。

行政手続法においては、不利益処分を行うに当たり聴聞通知の名宛人や代理人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところでありますが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋)(令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政手続法関係)

事務連絡  
令和2年6月30日

各都道府県行政手続法担当部長 殿

総務省行政管理局管理官  
(行政通則法担当)

行政手続法における不利益処分の聴聞通知の名宛人等の氏名の旧姓使用について(周知)

行政手続法(平成5年法律第88号)については、「行政手続法の施行に当たって」(平成6年9月13日付け總管第211号)等に基づき運用いただいているところです。

行政手続法においては、不利益処分を行うに当たり聴聞通知の名宛人や代理人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところでありますが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

なお、本件について、貴都道府県管内の市町村(政令指定都市を除く。)並びに一部事務組合及び広域連合にも周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋)(令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政手続法関係)

事務連絡  
令和2年6月30日

各政令指定都市行政手続法担当部長 殿

総務省行政管理局管理官  
(行政通則法担当)

行政手続法における不利益処分の聴聞通知の名宛人等の氏名の旧姓使用について(周知)

行政手続法(平成5年法律第88号)については、「行政手続法の施行に当たって」(平成6年9月13日付け總管第211号)等に基づき運用いただいているところです。

行政手続法においては、不利益処分を行うに当たり聴聞通知の名宛人や代理人等の氏名に旧姓を用いることについて特段の制限は設けていないところでありますが、当該氏名については、個別法令上特段の支障が生じる場合を除き、本人と同一性を担保できる限りにおいて、旧姓の使用が可能であることを周知いたします(別添1及び別添2参照)。

(参考)

別添1 第201回国会 衆議院 総務委員会 質疑(抜粋)(令和2年2月20日)

別添2 対象となる手続一覧(行政手続法関係)

第 201 回国会 衆議院 総務委員会 質疑（抜粋）  
(令和 2 年 2 月 20 日)

○足立委員 [略]

むしろ、今せっかく総務省の世界で住民票に旧姓が、旧氏が公証されているんだから、それに一般的法的効力を与えたらいいじゃないですか。併記じゃなくて、旧姓、旧氏、要は、戸籍ではない住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に一般的法的効力を付与する措置を検討すべきだと私は思います。[略]

私は、高市大臣には、総務省が所管している法律から始めましょうよと。総務省が所管されているさまざまな法律がある。単に、住民票で公証する、マイナンバーカードに併記するではなくて、住民票で公証した上で、その住民票で公証されているところの旧姓、旧氏に、あまねく総務省が所管しているあらゆる法令がそれで機能するように法律改正したら、済みですよ。 [略]

○高市国務大臣 [略]

旧姓使用の拡大はすべきだと考えましたので、前回総務大臣だったときに、そのために、マイナンバーカード及び住民票などに旧姓併記を可能とできるようにしようとすることを主張しまして、ようやく昨年十二月に関係政令を施行しました。これで、旧姓をマイナンバーカードに記載して、公的な証明はできるようになりました。[略]

せめて総務省が所管する法律だけでもということですが、私が見る限り、かなりの法律関係についてはもう既に旧姓で大丈夫になっています。地方公務員、消防職員、行政書士、消防設備士、危険取扱者、公職の選挙もそうです、最高裁判所の裁判官の国民審査もそうです。

ただ、全ての所管法律を全部精査はまだできておりません。一つ気がついたのが、電波法で、無線局免許の条文が氏名と書いてあるので、その氏名というのをマイナンバーカードに併記した旧姓で認めてもらっているところとそうでないところがあるんじゃないかなと思いましたので、これは通知を発出して、旧姓でもオーケーというようになりますように指示をしております。

残り全部精査をした上で、まずは総務省の法令から旧姓を堂々と使えるようにしていきたいと考えております。

別添2\_対象となる手続一覧（行政手続法関係）

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
③通知・公示等	聴聞通知の送達方法	行政手続法（平成5年法律88号）		15. 1	第十五条 行政府は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 二 不利益処分の原因となる事実 三 聽聞の期日及び場所 四 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
③通知・公示等	名あて人の所在不明の場合における聴聞通知の送達方法	行政手続法（平成5年法律88号）		15. 3	3 行政府は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政府が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政府の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
①申請等	代理人の資格の証明	行政手続法（平成5年法律88号）		16. 3	3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
①申請等	代理人の資格の喪失	行政手続法（平成5年法律88号）		16. 4	4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政府に届け出なければならない
①申請等	関係人の聴聞手続への参加	行政手続法（平成5年法律88号）		17. 1	第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求める、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
①申請等	参加人の代理人の資格の証明、資格の喪失	行政手続法（平成5年法律88号）		17. 3	2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
①申請等	文書等の閲覧	行政手続法（平成5年法律88号）		18	第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案について調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。
①申請等	補佐人の出頭	行政手続法（平成5年法律88号）	20	3	3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
①申請等	陳述書等の提出	行政手続法（平成5年法律88号）	21	1	第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
③通知・公示等	続行期日の指定	行政手続法（平成5年法律88号）	22	2	2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。（略）
①申請等	正当な理由に基づく当事者の不出頭の場合の聴聞の終結	行政手続法（平成5年法律88号）	23	2	2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
①申請等	聴聞調書等の閲覧	行政手続法（平成5年法律88号）	24	4	4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。
③通知・公示等	聴聞を再開する場合の当事者等への通知	行政手続法（平成5年法律88号）	25		第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
①申請等	弁明書の提出	行政手続法（平成5年法律88号）	29	1	第二十九条 弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

種類	手続の概要	手続の根拠規定	附則	条項号	該当条文
③通知・公示等	弁明の機会の付与の通知	行政手続法（平成5年法律88号）		30	第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 二 不利益処分の原因となる事実 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
①申請等 ③通知・公示等	名あて人の所在不明の場合における弁明の機会付与通知の送達方法 弁明の機会の付与における代理人の資格の証明、資格の喪失	行政手続法（平成5年法律88号）		31	第三十一条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。
①申請等	行政指導の中止等の求め	行政手続法（平成5年法律88号）	36の 2	2 1	2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
①申請等	処分等の求め	行政手続法（平成5年法律88号）	36の 3	2 1	2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所